

令和6年度 美瑛町国民保護協議会 会議録

1 開催日時及び場所

日 時：令和6年4月17日（水）午後1時30分～午後1時50分

場 所：美瑛町役場2階 第2会議室

2 出席者等

(1) 出席者

会長（町長）及び委員13人（代理出席者2人を含む）、同行者2人、事務局4人

(2) 欠席者

5人

3 会議次第

(1) 開会

(2) 協議会委員の紹介

(3) 会長あいさつ

(4) 議事

議題 美瑛町国民保護計画の変更について（審議）

(5) その他

(6) 閉会

4 配布資料

(1) 令和6年度美瑛町国民保護協議会次第

(2) 令和6年度美瑛町国民保護協議会出席者名簿

(3) 国民保護計画変更事務手続き予定表

(4) 資料1：「美瑛町国民保護計画の変更の概要」

(5) 資料2：「主な変更内容」

(6) 資料3：「美瑛町国民保護計画の現行の計画と変更案の対比表」

(7) 資料4：「美瑛町国民保護計画（変更案）」

5 会議の公開・非公開の別

公開とする。

6 会議の進行

【司会】新村課長

本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

本日の司会を担当させていただきます。よろしくお願いたします。

会に先立ちまして、事務局より本日ご出席の協議会委員を御紹介させていただきます。

【事務局】藤原係長

それでは、本日出席の方をご紹介します。

北海道開発局旭川開発建設部 次長 ^{かみやま} 神山 ^{しげる} 繁 様

旭川地方気象台 次長 ^{ちば} 千葉 ^{たつお} 達雄 様

北海道森林管理局上川中部森林管理署 署長 ^{いのまた} 猪股 ^{えいじ} 英史 様

陸上自衛隊第2戦車連隊長 代理 科長 ^{まつやま} 松山 ^{たくし} 卓資 様

北海道上川総合振興局地域創生部危機対策室 主幹 ^{しかまた} 鹿又 ^{やすはる} 保春 様

北海道上川総合振興局旭川建設管理部事業課 課長 ^{ほり} 堀 ^{あきら} 明 様

北海道警察旭川方面旭川東警察署長 代理 課長 ^{うつか} 宇塚 ^{けんじ} 憲司 様

美瑛町教育委員会教育長 ^{すずき} 鈴木 ^{たかひさ} 貴久 様

大雪消防組合美瑛消防署 署長 ^{おおば} 大庭 ^{のりまさ} 徳正 様

日本郵便株式会社美瑛郵便局 局長 ^{きら} 吉良 ^{てつや} 哲也 様

北海道電力ネットワーク株式会社富良野ネットワークセンターセンター長 ^{はせがわ} 長谷川 ^{かずや} 一也 様

道北バス株式会社 運輸部 ^{さつらい} 薩來 ^{としみつ} 利光 様

美瑛町 副町長 ^{よしかわ} 吉川 ^{ともみ} 智巳

以上で本日ご出席の委員の方の紹介を終わります。

【司会】新村課長

本日の会議の出席委員数は代理者を含め、14人、欠席者は5人でございます。美瑛町国民保護協議会条例第5条第2項に定める過半数に達しておりますので、ただいまから「令和6年度美瑛町国民保護協議会」を開催いたします。

はじめに、美瑛町国民保護協議会会長であります、角和町長からご挨拶を申し上げます。

【町長】

美瑛町国民保護協議会に当たりまして、ひと言、ご挨拶申し上げます。

本日は、お忙しい中、美瑛町国民保護協議会にご出席いただき、心からお礼申し上げます。

また、皆様には、日頃から美瑛町行政の推進に当たり、格別のご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

本町の国民保護計画は平成19年に策定されているところでございますが、平成29年の国の基本方針の変更があったことから各自治体においても計画の修正がなされているところでございます。北海道計画も平成30年に修正がなされ、こうした背景から本町の計画も見直しを図りたいということでお集まりいただきました。

さて、今年もロシアによるウクライナ攻撃は、収束が見えず、イスラエルとハマスによる戦闘による多数の民間人の犠牲者の発生、北朝鮮の弾道ミサイル発射を継続的に実施するなど、非常に心配な状況が続いているところであり、平和を脅かすテロ行為や武力攻撃への対処等について、様々な課題がございます。何か大規模テロあるいは武力攻撃事態等は発生した場合の住民の避難や救援、武力攻撃による災害への対応は、美瑛町民の生命・財産を守る最重要事項と考えております。

委員の皆様には、本計画の修正案についてご審議を賜り、本町の危機管理体制の強化のため、それぞれのお立場で忌憚のないご意見を賜りたくお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

【司会】新村課長

それでは、本日の議事に移らせていただきます。

美瑛町国民保護協議会条例第5条に「協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。」となっております。

会長、よろしく申し上げます。

【議長】町長

よろしく申し上げます。

それでは、議事にはいります。

議題「美瑛町国民保護計画の変更」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】藤原係長

説明に入る前に、配布資料等について説明いたします。

協議会次第が1枚、協議会名簿が1枚、国民保護計画変更事務手続き予定表が1枚、次に、資料ですが、資料1から資料4までの4点となります。

それでは、美瑛町国民保護計画の変更について、ご説明いたします。

資料1を用いてご説明いたします。

ここには、計画の変更の概要について記述させていただきました。

はじめに、計画の変更の経緯でございます。

いわゆる国民保護法では、市町村の国民保護計画は都道府県の計画との整合性の確保を図るように努めること、都道府県の計画は国の基本方針に基づき作成することを定めております。

国民保護計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」いわゆる国民保護法に基づき、武力攻撃事態において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小限にするため、国・地方公共団体等の責務、避難・救護・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されており、美瑛町は平成19年2月に策定しております。

その後、平成20年10月、平成29年12月の国の基本方針が変更され、北海道国民保護計画が平成21年7月及び平成30年6月に変更されたことを反映し、美瑛町国民保護計画の変更に至ったものでございます。

次に、変更内容についてです。

資料2で説明をします。変更の内容でございますが、大きく3つあります。

1つは、「国の基本方針の変更」に伴うもの、2つ目は、「北海道国民保護計画の変更」に伴うもの、3つ目は、「組織機構改革の伴う名称の変更、統計の修正、文言の整理など軽微な変更、追加」に伴うものでございます。

はじめに、国の基本方針の変更に伴うものでございますが、「緊急情報ネットワークシステム及び全国瞬時警報システムの追加」、「安否情報システムの利用追加」、「実践的訓練の追加」、「武力攻撃事態等合同対策協議会との連携」、「大規模集客施設等における避難の追加」、「弾道ミサイル発射時の対応について」、「安否情報システムの報告の変更」、「NBC 攻撃による対応」の8つでございます。

次に、北海道国民保護計画の変更に伴うものですが、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」を国民保護にも適用できるよう再締結したことによる変更、「文言の訂正（死体→遺体、非常通信協議会→北海道地方非常通信協議会）」、「北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例の施行に伴う文言の訂正（上川支庁→上川総合振興局）」の3つでございます。

最後に、組織機構改革の伴う名称の変更、統計の修正、文言の整理など軽微な変更、追加に伴うものですが、「用語の説明」、「組織改革の変更に伴う名称変更」、「図や統計値の修正」、「災害対策基本法の改正に伴う文言の訂正」、「所管省庁の変更」、「自衛隊災害派遣要請の具体化」、「警報の伝達」、「学校教育法の一部改正に伴う訂正」、「廃棄物の処理対策の訂正」の9つでございます。

以上が、今回の国民保護計画の変更案の概要です。

その他、修正の詳細につきましては、資料3 美瑛町国民保護計画 新旧対照表、資料4 美瑛町国民保護計画 変更案を参照いただきますようお願い申し上げます。

なお、計画の内容の変更にあたりましては、手続きといたしまして、段階的に道と協議を行う必要があるのですが、現在の状況といたしましては、道の内容確認が完了し、事前協議が済んでいる状態となっております。

以上で修正案の説明を終了いたします。

【議長】

ただいまの「美瑛町国民保護計画の変更」に係る説明につきましてご意見・ご質問がございましたらお受けいたします。

【上川総合振興局建設管理部】

新旧対比表の6ページ旭川土木現業所は、旭川建設管理部に修正

【議長】

貴重なご意見ありがとうございます。

その他、ございませんでしょうか。

それでは、美瑛町国民保護計画の変更案につきまして、審議をいただきたいと思っております。本案につきましては、異議なしでよろしいでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【議長】

ありがとうございます。異議なしということですので、本協議会として本案を承認するということですのでよろしくお願いいたします。

次に、その他といたしまして、事務局よりご連絡させていただきます。

【事務局】

事務局より、2点ご連絡させていただきます。

1点目は、今後のスケジュールについて、説明しておきます。

配布資料の国民保護計画変更手続き予定表をご覧ください。

今後、美瑛町における議員協議会を得まして、北海道へ正式協議を行います。その後最終修正を得まして、9月予定の議会報告を得る予定であります。

2点目につきましては、美瑛町は、現在令和6年度地域防災計画の一部改正を進めているところであります。協議会委員の皆様におかれましては、美瑛町地域防災会議の委員も兼ねておられる方が大半でありますので、この場をお借りしてご連絡いたします。今月中には皆様に改正についてご承認いただく書類を送付させていただきますので、引き続き、ご対応のほどよろしくお願いいたします。以上で、事務局からの連絡事項を終わります。

【議長】

それでは、本日の議案につきまして、終了となります。この機会ですので、何か皆様からご発言がございましたら、是非頂きたいと思えます。

【各委員】

なし。

【議長】

それでは、これもちまして本日の審議は終了させていただきます。今後とも、美瑛町の行政につきまして、あらためて関係機関、皆様のご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

【司会】

以上をもちまして、「令和6年度美瑛町国民保護協議会」を終了させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。